

## 国立公園内での行為について

～国立公園内での開発行為等については、手続きが必要です～

奄美群島地域は、自然の風景地を保護し、その利用促進を図り、国民・県民の保健・休養・教化に資するとともに、生物の多様性を確保することを目的とした国立公園を有します。

国立公園内では、優れた風景地を保護するため、自然公園法に基づき、各種開発行為が規制されています。国立公園内において、次のような開発行為等を行う場合は、事前に国や県への許可申請・届出の手続きが、必要となります。

### ○ 手続きの必要な行為（一例）

第1種 特別地 域	①工作物(建築物を含む)の新改増築 ②木竹の伐採 ③鉱物や土石の採取 ④広告物の掲出	特別 保護 地区	特別地域の規制に加えて ①木竹の損傷 ②木竹の植栽 ③家畜放牧 ④野外での物の集積・貯蔵 ⑤火入れ・たき火 ⑥動植物の捕獲殺傷等 ⑦落葉・落枝の採取	など
第2種 特別地 域	⑤野外での物の集積・貯蔵(土石・廃棄物等) ⑥開墾・土地の形状変更			
第3種 特別地 域	⑦屋根・壁面の色彩の変更 ⑧指定動物の採取			
普通 地 域	①一定規模以上の工作物の新改増築 (建築物高さ13m又は延面積1000㎡、 鉄塔高さ30m、送水管長さ70mなど) ②鉱物や土石の採取 ③広告物の掲出 ④土地の形状変更	海 域 公 園 地 区	①工作物の新改増築 ②鉱物や土石の採取 ③広告物の掲出 ④海底の形状変更 ⑤物の係留 (以上漁業に必要なものを除く) ⑥海面の埋立・干拓	など

### ○ 許可申請・届出の手続き

#### (1) 申請・届出の様式

- ・様式・必要な添付書類・記載要領については、県のホームページに掲載されています。

#### (2) 標準的な処理期間

- ・通常約1～3か月を必要とします。(書類に不備があった場合の補正の期間は除く)

#### (3) 注意事項

- ・行為の種類、規模、公園の種類、地種区分の違いにより手続き等に違いがあること、また、行為の場所や内容によっては、許可ができない場合もあることから、事前に奄美群島国立公園管理事務所、徳之島管理官事務所又は大島支庁総務企画課若しくは関係市町村役場に御相談ください。
- ・自分の所有地であっても、国立公園内での行為においては、事前に手続きが必要となります。

### ○ 違反行為について

自然公園法の規定に違反しての行為や、無許可での行為等については、罰則が設けられています。

国立公園の範囲や区域内での許可申請・届出について、不明な点がございましたら、下記にお問い合わせください。

<p>○お問い合わせ先</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奄美群島国立公園管理事務所(奄美大島・喜界島・与論島) 電話 0997-55-8620</li> <li>・奄美群島国立公園管理事務所徳之島管理官事務所(徳之島・沖永良部島) 電話 0997-85-2919</li> <li>・大島支庁総務企画課 商工観光係 電話 0997-57-7215</li> <li>・行為地の市町村役場</li> </ul> <p>○許可申請書の提出先 行為地の市町村役場</p> <p>○環境省及び県のホームページ(検索方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省ホームページ→日本の国立公園→奄美群島国立公園→概要・計画書</li> <li>・鹿児島県庁ホームページ→一般・県民の方々→暮らし・環境→自然保護→自然公園→行為許可申請書・届</li> </ul>
---